

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エジプト	第二次エジプト・日本科学技術 大学教育・研究機材調達計画の ための贈与に関する日本国政府 とエジプト・アラブ共和国政府 との間の交換公文	第二次エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調 達計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	993,000千円 2022.10.31 まで	2017.12.18 東京で (2018.7.18)	日本側 河野太郎外務大臣 エジプト側 サヘル・ナス ル投資・国際協力大臣	2020.12.23 489号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。